

第34回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年4月20日(木) 午後1時30分～午後2時25分
2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(12名)

1	善家郁夫			3	兵頭知幸	4	松岡照明
5	渡邊由美	6	高田洋一	7	清家壽秋	8	赤松拓也
9	清家茂			11	水野規雄	12	渡邊康志
13	谷口雄記	14	川平定計				

4. 欠席委員(2名)

2	山下展輝	10	山本一人				
---	------	----	------	--	--	--	--

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第154号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第155号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第156号 非農地証明願について
- 日程第5 議題第157号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第6 議題第158号 令和4年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	次長	丸山貴広	主査	濱田竜馬
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第34回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を川平会長からいただきたいと思ひます。</p>
会長	<p>はい。4月の農業委員会ということで、農繁期に入っておりまして今日は農業委員の方、また協力委員の方、若干農作業で休まれる方もおろうと思ひますが、先ほど申し上げましたように農繁期に入りましたので農作業事故等がないように十分に体に気を付けて作業の方に従事していただいたらと思ひます。それでは今日お手元に事前に総会資料が届いておりますのでこの内容に従ひまして審議いただきますようお願いを申し上げます。簡単ですが開会のあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、<u>11</u>名であります。</p> <p><u>山本農業委員、田邊推進委員、岡本推進委員、中井推進委員、松原推進委員、塩崎推進委員、酒井推進委員、山下農業委員</u>より欠席の連絡を受けております。なお、赤松農業委員は若干遅れて来るとのことです。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第34回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に<u>3番 兵頭 知幸 委員、4番 松岡 照明 委員</u>、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第154号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。順位5番については該当委員退席後に審議します。</p>
議長	<p>順位1番について、水野規雄委員より説明願ひます。</p>
水野委員	<p>失礼します。議席番号11番 水野です。</p> <p>議案第154号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。</p>
	<p>【議案書に基づき、議案第154号 順位1番 説明】</p>

水野委員	4月18日に譲渡人、譲受人、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。塩崎推進委員には別日に確認いただいています。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第154号 順位1番 説明】
水野委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、水野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第154号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第154号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	順位2番について、水野規雄委員より説明願います。
水野委員	失礼します。議席番号11番 水野です。 議案第154号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第154号 順位2番 説明】
水野委員	4月18日に譲受人、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。塩崎推進委員には別日に確認いただいています。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第154号 順位2番 説明】
水野委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、水野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第154号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第154号「農地法第3条の規定による許可申請について」、 順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位3番について、事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。事務局の濱田です。 議案第154号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番 について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第154号 順位3番 説明】
事 務 局	4月18日に譲受人、山下農業委員、岡本推進委員、事務局2名の計5名で 現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第154号 順位3番 説明】
事 務 局	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第154号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番 は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第154号「農地法第3条の規定による許可申請について」、 順位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位4番について、松岡照明委員より説明願います。
松 岡 委 員	失礼します。議席番号4番 松岡です。 議案第154号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番 について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第154号 順位4番 説明】
松 岡 委 員	4月18日に譲受人、末廣推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を 行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第154号 順位4番 説明】
松 岡 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	ただ今、松岡委員からの説明が終わりました。

	これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第154号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第154号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	渡邊委員は退席願います。
	(渡邊委員 退席)
議 長	順位5番について、清家茂委員より説明願います。
清家茂委員	失礼します。議席番号9番 清家です。 議案第154号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第154号 順位5番 説明】
清家茂委員	4月12日に譲受人、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。酒井推進委員には別日に確認いただいています。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第154号 順位5番 説明】
清家茂委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、清家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第154号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第154号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	事務局は渡邊委員を呼んできてください。

	(渡邊委員 着席)
議長	日程第3 議案第155号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、善家郁夫委員より説明願います。
善家委員	議席番号1番 善家です。 議案第155号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第155号 順位1番 説明】
善家委員	4月18日に譲渡人代理人、斯波推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第155号 順位1番 説明】
善家委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	ただ今、善家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第155号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第155号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議長	日程第4 議案第156号「非農地証明願について」を議題といたします。
議長	順位1番について、渡邊康志委員より説明願います。
渡邊康委員	議席番号12番 渡邊です。 議案第156号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第156号 順位1番 説明】
渡邊康委員	4月12日に清家農業委員、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。酒井推進委員には別日に確認いただいています。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第156号 順位1番 説明】
渡邊康委員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしく願います。

議 長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第156号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり承認することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第156号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり承認することと決定させていただきます。
議 長	日程第5 議案第157号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 まず、順位1番から30番までを一括審議し、順位31番以降は該当委員退席後に審議します。 順位1番から31番まで事務局より説明願います。
事 務 局	はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第157号 順位1番から30番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。
議 長	ただ今、順位1番から30番までの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第157号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から30番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第157号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から30番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議 長	赤松委員は退席願います。
	(赤松委員 退席)
議 長	それでは、順位31番について事務局より説明願います。

事務局	順位31番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第156号 順位31番 説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、順位31番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第156号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位31番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第157号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位31番は原案のとおり決定させていただきます。
議長	事務局は赤松委員を呼んできてください。
	(赤松委員 着席)
議長	高田委員は退席願います。
	(高田委員 退席)
議長	それでは、順位32番について事務局より説明願います。
事務局	順位32番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第157号 順位32番 説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、順位32番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第157号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位32番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第157号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定

	による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 3 2 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は高田委員を呼んできてください。
	（高田委員 着席）
議 長	谷口委員は退席願います。
	（谷口委員 退席）
議 長	それでは、順位 3 3 番から順位 6 0 番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位 3 3 番から 6 0 番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第 1 5 7 号 順位 3 3 番から 6 0 番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。
議 長	ただ今、順位 3 3 番から 6 0 番の説明が終わりました。これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
議 長	はい、清家委員。
清 家 委 員	7 番の清家です。これ田と畑が混在しておりますが、畑もやっぱり賃貸料が払われるんですか。
事 務 局	現在の利用方法にもよるんですが、実際ここに書かれている畑というのが何筆かあったと思うんですが本当に畑で使われる方ですっかりお金を払われる方もおります。まあ無償の方もおります。実際ここで地目は畑になっていても利用は田んぼで使っている方もいるし田んぼになっていても畑として使われる方もいます。
清 家 委 員	はい、わかりました。
議 長	他にご意見ありますか。
	（質問、意見等なし）
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 5 7 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 3 3 番から 6 0 番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 5 7 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 3 3 番から 6 0 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は谷口委員を呼んできてください。

	(谷口委員 着席)
議長	日程第6 議案第158号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
事務局	失礼します。 議案第158号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を説明します。
	【議案書に基づき、議案第158号 説明】
事務局	以上で説明を終わります。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第158号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第158号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」、原案のとおり決定することといたします。
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議長	以上で第34回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	3番
	4番